

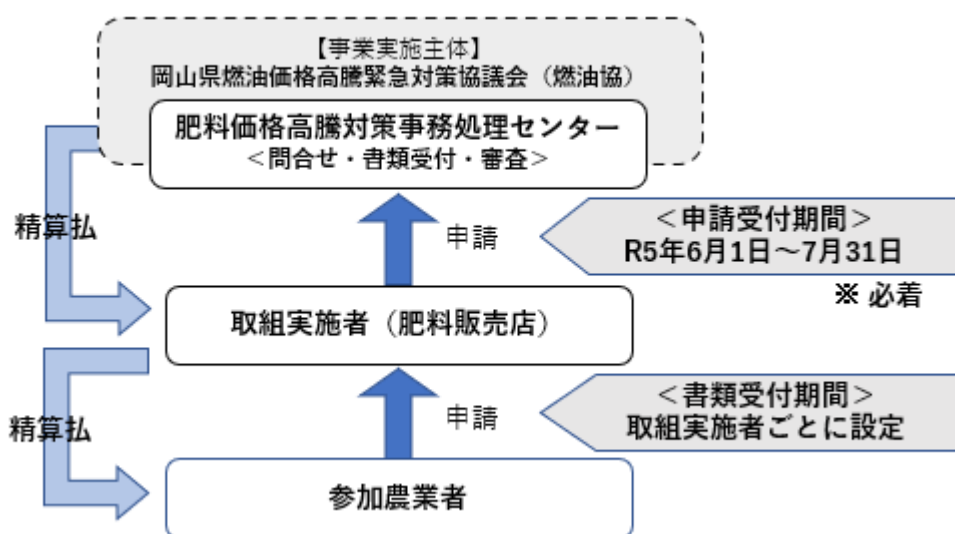
岡山県における肥料価格高騰対策事業に係る取組方針について (取組実施者向け資料)

令和5年4月21日現在

1. 事業実施主体

岡山県燃油価格高騰緊急対策協議会（燃油協）

- ・燃油協では「肥料価格高騰対策事務処理センター」を設置しコールセンターでの問い合わせ業務、申請書類の受付、確認、審査業務を行う。
(肥料価格高騰対策事務処理センター、以下「事務処理センター」)



2. 事業の内容について

(1) 国事業（7割補填）「肥料価格高騰対策事業」

- ・秋肥（R4年6月～10月注文分）
- ・春肥（R4年11月～R5年5月注文分）

※R4年度に申請できなかった秋肥は、春肥に合わせて申請を受け付ける。

秋肥の高騰率「1.4」（R4. 10. 6 農水省通知）

春肥の高騰率「1.4」（R5. 3. 3 農水省通知）

(2) 県事業（1.5割補填）

「おかやまグリーン農業緊急推進事業の内、肥料価格高騰県補填事業」

- ・国事業の7割補填の上乗せで1.5割補填。国事業と合わせると高騰分の8.5割補填。
- ・高騰率、支援額の計算方法等は国事業と同様。
- ・県事業に申請する場合は、化学肥料の低減に向けて3つ以上の取組メニューを行うことが必要（国事業は2つ以上の取組）。

- ・県事業も国事業と同一様式で申請を可能にしているため、国事業と県事業を別々に申請を行う必要はない。

(3) 書類の申請受付期間（春肥）

農業者からの書類受付期間は「取組実施者」が個別に設定する。

取組実施者から事務処理センターへの申請受付期間は R5 年 6 月 1 日～7 月 31 日。

※事務処理センターへの**最終提出期限は、7 月 31 日必着。**

※書類確認に時間を要するため、早めの提出をお願いするとともに、参加農業者数が多い場合は、**全ての参加農業者の書類が整ってからではなく、書類が整った農業者ごとに随時書類の提出をお願いしたい。**

(4) 対象となる農業者

- ・県内在住の販売農家
- ・販売実績のない新規就農者の場合は、認定新規就農者であるなど、今後購入した肥料を利用して、販売農家となることが見込まれる場合は対象。
- ・岡山県在住者が他県に出作している場合は、出作分も含めて対象とする。
- ・自給農家や他県在住者が岡山県へ入作している場合は対象外。

(5) 申請先について

- ・原則として農業者は**購入した肥料販売店等（取組実施者）へ申請。**
- ・農業者が複数の肥料販売店から購入している場合は、それぞれの店舗へ申請。
- ・購入先の肥料販売店が取組実施者とならない場合は、県内在住の 5 戸以上の農業者グループで申請することも可能。
- ・農業に従事する従業員が 5 人以上いる農業法人は、単独で取組実施者として申請することも可能。

3. 取組実施者（JA・肥料販売店等）にお願いする申請手続きについて

(1) 参加農業者からの書類の受付

農業者から取組実施者への提出書類

ア 化学肥料低減計画書（参考様式第 2 号）※必須

イ 誓約・同意書 ※必須

ウ 肥料注文一覧表

エ 注文票及び領収書（又は請求書）

取組実施者が発行する販売証明書での代用可

※販売証明書があればウ・エの書類は不要

※販売農家であることを確認する書類（販売伝票等）等。

（普段からよく知っている農業者の方で、書類の提出がなくても販売農家であることを取組実施者が認識している場合は、提出不要。）（事務処理センターへの提出不要。）

※農業者の支援金振込先口座（事務処理センターへの提出は不要）

【提出書類の詳細について】

ア 化学肥料低減計画書（参考様式第2号） ※必須提出書類

- ・国事業に申請する場合は○が2つ、県事業に申請する場合は○が3つ必要。
R3年度までに取組を2つ（3つ）行っている場合は、新しい取組または、従来の取組の強化・拡大の◎が必要。
必ずしも国と県の両方の事業に取り組む必要はないので、各農業者の営農実態に合わせて事業の申請を検討して欲しい。国事業だけの申請も可能だが、県事業だけの申請は不可。
- ・計画した内容はR4年度～R5年度で必ず取り組む必要があるので、農業者の方に取組のお願いと、取組んだことが分かる証拠書類を残しておくように指導をお願いしたい。

イ 誓約・同意書 ※必須提出書類

- ・チェック✓がきちんと行われているか、署名があるか確認。法人の場合、法人名はゴム印等でもよいが、代表者名は署名が必要。（誓約・同意書は必ず原本を提出。）
- ・国事業、県事業との支援額の調整が必要となる補助事業を実施している市町村に居住の農業者については、該当市町村に補助事業申請の有無・内容について、必ず取組実施者が確認しチェックをしてもらうこと。受領（予定）先市町村名に記載がある場合は、事務処理センターが照会を行い補助金額によっては、支援金の調整が必要となる。（調整額については、事務処理センターで計算）

ウ 肥料注文一覧表 ※販売証明書等での代用可

- ・農業者が注文票及び領収書（又は請求書）を準備し肥料注文一覧表に記入し取組実施者へ提出。

エ 注文票及び領収書（又は請求書） ※販売証明書等での代用可

- ・注文日もしくは購入日・肥料の名称・単価・数量・税込金額・購入者・販売者の記載が必要。
- ・レシートでも申請可能だが、どの商品が対象の肥料であるか分かるように、農業者自身にマーカー等で印を付けてもらうこと。
- ・紛失防止の意味もかねて、伝票類の右肩に氏名と通し番号を記入の上、添付。
- ・注文票及び領収書（又は請求書）はコピーを提出してもらい、原本は農業者で保管。（提出後、事務処理センターは書類の返却はしない。）

※JAや肥料販売店等で「販売証明書」を作成する場合、ウとエの添付は不要。

なお、「販売証明書」の必要項目はホームページに参考様式の掲載あり。

(2) 参加農業者から提出された書類の確認

- ・書類の空欄確認、必要書類の確認。（記入漏れはないか、添付資料は揃っている

か等)。

- ・申請する肥料が今回の事業の対象となる「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく肥料であるかを確認。
- ・他社分もまとめて受け付けた場合は、どれが今回対象となる肥料かを農業者自身で、マーカー等で印をつけてもらうこと。不明な場合は農業者自身で購入した肥料販売店へ確認してもらい、印をつけ、肥料注文一覧表の余白部分に「肥料法に基づく肥料であることを確認済み。〇〇(確認者の氏名)」等の記載をし、確認済みであることが分かるようにすること。(下線部分 R5.4.21 追記)。
- ・大口奨励金のような肥料代から差し引く必要があるものについては報告すること。
- ・販売農家かどうかわからない農業者からの申請を受け付ける場合は、販売伝票等で出荷・販売実績があるか確認すること。
- ・自給飼料を生産する畜産農家は畜産物の販売実績で可。

(3) 参加農業者の申請書類を提出 (HP にチェックリストあり)

- ・書類は返却しないため、取組実施者でコピーを取ってから提出すること。
- ・申請件数が多い取組実施者については、随時申請書の提出をお願いしたい。
- ・秋肥と春肥の両方を申請する場合は、それぞれに申請書の作成が必要。

【申請書類の提出方法】

- ・参加農業者ごとに、以下の順番で書類をそろえて提出。
- ・提出書類の表紙に「農業者通し番号」「市町村」「氏名」を記載した一覧表を添付。
※ホームページに表紙(参加農業者一覧)の参考様式の掲載あり。

① 表紙(参加農業者一覧)

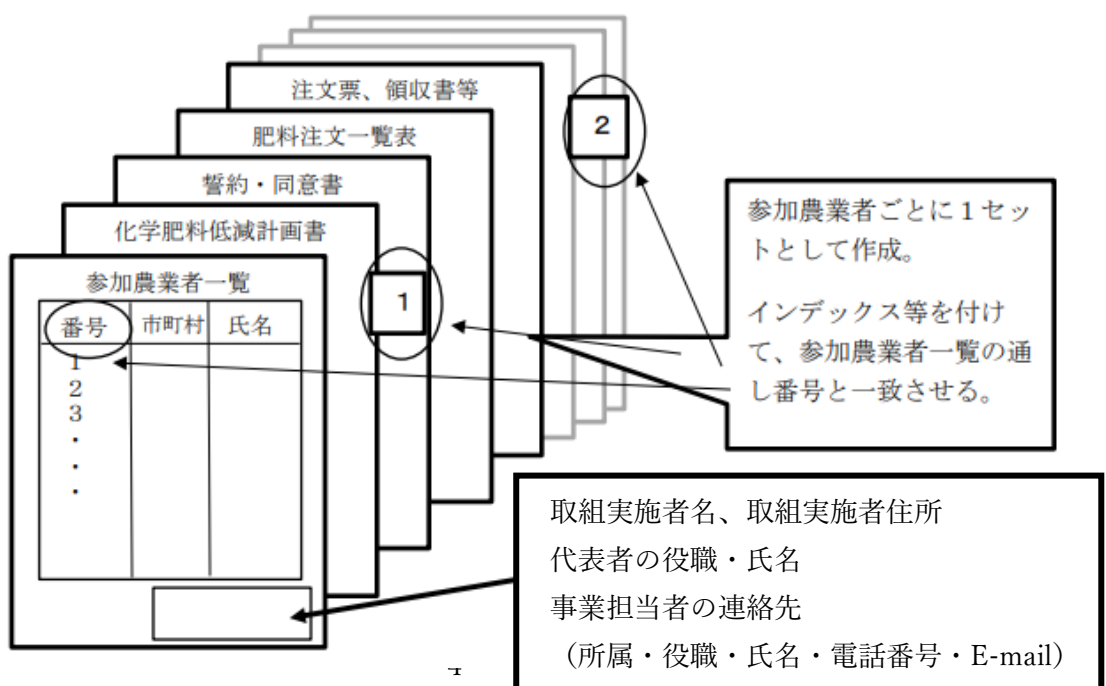
② 化学肥料低減計画書

③ 誓約・同意書

④ 肥料注文一覧表

⑤ 注文書及び領収書又は請求書

もしくは販売証明書



(4) 取組実施者の書類を提出

取組実施者要件を備えているかを確認できる書類

- ア 取組計画書の承認申請書（様式第1号、様式第1号別添、参考様式第1-2号）
※事務処理センターで作成支援を行う。
- イ 支援金の振込口座情報（様式第3号）（通帳見開きの写し添付）
- ウ 定款、規約、規定類等（肥料価格高騰対策事業実施要項第3を参照）

※イとウについては、秋肥で提出している場合は不要。ただし、秋肥の提出時から変更がある場合は、改めて提出が必要。

※国 Q&A3-5 に記載の農業法人が取組実施者となる場合は、団体構成員名簿等を提出し、参加農業者5人以上の要件を満たすことを証明すること。

※5戸以上の農業者グループで申請する場合は、代表者の定めや組織口座、規約、規定類（農業者の組織する団体等の規約（岡山県版例）を参照）を整備し提出すること。

※燃油協は上記の書類アとイについて確認後、適正であると認めた場合は「採択通知書（業務方法書様式第2号）」を取組実施者に通知する。

- 提出先 -

- 「肥料価格高騰対策事務処理センター」
〒700-0821 岡山市北区中山下1-8-45 NTT クレドビル15階

- 「備前県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課」 岡山市北区弓之町6-1
- 「備中県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課」 倉敷市羽島1083
- 「美作県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課」 津山市山下53

※郵送での提出は事務処理センターのみ受付。各県民局は持ち込みのみ受付。

※各県民局ではその場で書類のチェック等を行いませんので、ご了承ください。

(5) 事務処理センターから指摘があった内容の補正

- ・書類等に不備があった場合については、事務処理センターから取組実施者に補正を依頼するので、取組実施者においては、参加農業者に確認の上、補正して再提出をお願いしたい。

(6) 参加農業者への支援金の振込

- ・手数料を支援金から差し引くかどうかは、取組実施者の判断。
- ・支援金から振込手数料を差し引いて支払っても構わないとは国の説明会で農水省担当者からも説明済み。

4. 参加農業者が取組む化学肥料低減の取組

- ・参加農業者が取組みを行わない場合、支援金の返還となる可能性があるため、計画だけではなく、R4年度～R5年度に化学肥料低減の取組みを行うことを徹底する。
- ・R5年度以降の報告に備え、取組みを行った証拠書類を保管するように農業者へ指導すること。

5. R5年度以降に取組実施者が燃油協へ提出する書類について

(1) 取組中間報告書の提出（様式第6号）

国実施要項第13により提出。

※提出期限は別途燃油協が定めるが、現段階では未定。

(2) 取組実施状況報告書の提出（様式第5号）

国実施要項第12の(2)により提出

※提出期限は別途燃油協が定めるが、現段階では未定。

※なお、燃油協は取組実施者からの提出を受けた後、抽出調査（取組実施者の5%程度を抽出）等により現地確認も実施する可能性がある。

肥料価格高騰対策事務処理センター（コールセンター）

電話番号：086-201-2602

受付時間：平日9時～17時 ※土・日・祝日は営業していません。

FAX番号：086-201-2246

Mail：okayama_jimu2@bsec.jp

申請書類は以下の住所へ送付

住所：〒700-0821

岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレドビル15階

肥料価格高騰対策事務処理センター

持ち込みのみ受付可能

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ○ 備前県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課 | 岡山市北区弓之町 6-1 |
| ○ 備中県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課 | 倉敷市羽島 1083 |
| ○ 美作県民局 農林水産事業部 農畜産物生産課 | 津山市山下 53 |